

情報公開用

# 第16回 佐賀市景観審議会

## 会議資料

日時：令和5年7月26日（水）午前10時～

会場：佐賀市役所 北棟 議会第4会議室

佐賀市 都市戦略部 建築指導課

## 佐賀市景観審議会委員

(分野別50音順)

氏 名	役 職 等	専 門 分 野 等	
ありま たかふみ 有馬 隆文	佐賀大学芸術地域デザイン学部 教授	学識経験を 有する者 (10名)	都市デザイン
えさき ただちか 江崎 匡慶	弁護士		法 律
おおもり ようこ 大森 洋子	久留米工業大学 建築・設備工学科 教授		都市計画
かくもと しほ 角本 志保	フリーアナウンサー		まちづくり
かねきよ ひろゆき 包清 博之	九州大学名誉教授		緑地景観
きのした さとみ 木下 里美	一般社団法人佐賀市観光協会 理事		観光
くらもと りよ 倉本 梨代	日本色彩学会会員 カラーコーディネーター		色彩
こじま さとる 小島 啓	(一社)佐賀県建築士会 会長		建築(設計)
まつだ かずこ 松田 和子	佐賀県立図書館 郷土資料課 近世資料編さん担当係長		歴史
よしむら たけし 吉村 剛	樹木医		環境緑化
ふくおか かつら 福岡 桂	佐賀商工会議所 副会頭	商工関係団体の職員	
かきはら まこと 柿原 誠	佐賀県屋外広告士会佐賀支部 支部長	屋外広告物	
こうお たかゆき 幸尾 孝之	佐賀県屋外広告美術協同組合 相談役		
こが よしてる 古賀 香光	公募委員	公募	

敬称略

合 計 14 名

任 期：2年（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）

## 第16回佐賀市景観審議会 次第

日 時：令和5年7月26日（水）午前10時～  
場 所：佐賀市役所 北棟 議会第4会議室

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 委員紹介
- 4 挨拶
- 5 所管事務説明
- 6 会議の成立
- 7 会長の選任
- 8 会議の公開・非公開
- 9 配付資料の確認
- 10 議 題
  - ①屋外広告物の規制地域区分の見直しについて
  - ②屋外広告物の設置許可基準等の見直しについて
- 11 報 告
  - 屋外広告物の許可状況について
- 12 その他
- 13 閉 会

議題① 屋外広告物の規制地域区分の見直しについて（条例）

1 改正内容

近年の屋外広告物を取り巻く環境の変化に対応するため、本市における屋外広告物の規制地域区分の見直しを行い、屋外広告物の禁止地域の区域から「官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物の敷地」を除外する。（※禁止地域からの除外によりリース広告等一般広告物が表示可能となる。）

第1種禁止地域		第2種禁止地域	
●次の重要文化財・史跡・名勝・天然記念物の周辺地域		●第1種・第2種低層住居専用地域	
		●第1種・第2種中高層住居専用地域	
		●風致地区	
		●都市公園、都市計画に定める公園及び緑地	
		●佐賀県立自然公園	
		● <del>官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物の敷地</del>	
		●次の鉄道・道路の区間及び両側100メートル以内の区域	
種類	該当する地域	路線名等	指定区間
国指定	・与賀神社の敷地（楼門等） ・大隈重信旧宅の敷地 ・三重津海軍所跡とその周辺	JR長崎本線	市街化区域外の区間
県指定	・香椎神社の敷地 ・本庄神社の敷地 ・大堂神社の敷地 ・実相院の敷地 ・佐賀城址の楠がある場所 ・与賀神社の敷地（楠）	九州横断自動車道	市内の区間
		国道263号	福岡県との境界地点～肥前国庁前交差点の区間
		国道323号	市内の区間
		県道佐賀空港線	市街化区域外の区間
		県道佐賀川副線	国道444号との交点～終点の区間
		有明海沿岸道路	市内の区間（未整備区間を含む。）
		佐賀唐津道路	有明海沿岸道路との交点～国道34号との交点の区間

2 背景・理由

これまで、公共性が高く、多くの人々が集まる「官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建物の敷地」については、原則として屋外広告物を表示してはならない「禁止地域」に指定し規制・誘導を行ってきた。しかし近年、PFI方式の導入や施設の複合化等により、官公署等の公共団体等有する公共性の高い施設の社会的な認識や管理運営方法が大きく変化してきているため。



公的不動産活用の観点における全国的な動向

- 屋外広告物条例ガイドライン第11条第7項（エリアマネジメント広告）  
ー公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、禁止地域の規定を適用しない。（概要）
- 「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」（平成20年3月25日国道利第22号 国土交通省）

佐賀市におけるこれまでの経緯（第17回屋外広告物審議会について）

SAGAサンライズパークの特例許可に関する屋外広告物審議会での諮問

第2種禁止地域における許可基準を超えた大きさの可変表示広告物の設置の要望があり、審議会で諮問を行った。（令和4年12月1日）

設置場所：SAGAサンライズパーク内／SAGAプラザ入り口	
許可区分：第2種禁止地域（官公署・体育館等の敷地内）※周辺は第2種許可地域	
許可条件：一面の面積が2㎡以内	
	
6㎡の可変表示広告（2台）	9.32㎡の可変表示広告（1台）

答申結果：特例許可相当（付帯意見有）

近年、体育館や公会堂等の施設の管理運営方法は、PFI方式や指定管理者制度等の普及により、佐賀市屋外広告物条例の施行当時と比べ、大きく変化している。

このような中、体育館や公会堂等を禁止地域として一律に規制することは、民間活力を活用した効率的な施設運営の妨げとなる可能性や類似施設との不平等が生じるおそれがあることから、体育館や公会堂等の敷地に係る規制地域区分の見直しを検討すること。

### 3 禁止地域から除外することによる主な影響

	改正前		改正後	
施設の種類	国・地方公共団体等の施設	民営の施設	国・地方公共団体等の施設	民営の施設
許可・届出	届出制	許可制	届出制	許可制
許可地域区分	第二種禁止地域		地域に応じた区分へ	
表示可能な内容	自家用と道標のみ		許可地域内では一般広告物も表示可能	
表示規制	共通基準		公共：共通基準	共通基準
			一般：広告掲載基準・要綱等で規定されている	

#### 4 市内における対象施設について

対象施設等	
施設の区分	件数
官公署	84件
学校	76件
図書館	4件
公会堂	1件
公民館	41件
博物館	13件
美術館	1件
体育館	10件
計	230件

条例改正後の許可地域区分	
許可地域区分	件数
第1種禁止地域※1	2件※2
第2種禁止地域※1	56件
第1種許可地域	98件
第2種許可地域	68件
第3種許可地域	6件
計	230件

※1 第1種・第2種禁止地域においては、引き続き  
自家用広告物と道標のみ表示可能。

※2 中川副公民館、佐野常民記念館  
(ともに佐賀市所管)

#### 5 面積・高さなどの個別基準にかかる緩和の例

	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域・ 第3種許可地域	
例	大隈重信記念館 (水ヶ江二丁目) ほか	東与賀ビジターセ ンター ひがさす (東与賀町大字田 中) ほか	SAGAサンライズパーク (日の 出一丁目) ほか	
外観				
	基準は変わらず	緩和	緩和	
個別基準 (抜粋)				
野立広告	高さ10m以内 総面積20㎡以内 一面の面積10㎡以内	高さ≤12m 総面積≤30㎡ 一面≤15㎡	高さ≤15m 総面積≤40㎡ 一面≤20㎡	
壁面広告	表示壁面の1/3以内	表示壁面の1/2以内		
可変表示広告	一面の面積≤2㎡以内	一面の面積≤10㎡以内		
総量規制 (小規模の建物の場合)				
総面積	60㎡以内	100㎡以内	制限なし	
総量規制 (延床面積が1000㎡を超える場合)				
投影面積	15%以内	20%以内	25%以内	

## 6 他自治体の状況

### ■官公署等の敷地を禁止地域から除外している自治体

区分	九州各県・県庁所在市 (13団体)	全国 (225団体)
自治体数	2団体	73団体
自治体名	福岡県、福岡市	大阪府、神奈川県、大阪市、横浜市等
割合	約15%	約32%

## 7 禁止地域から除外することについての合理性

□佐賀県・佐賀市が掲出するもの（公共的な広告物）については、一般広告を扱う場合にはそれぞれ広告掲載基準が設けられているため、公序良俗に反する内容が掲載される恐れが極めて少ないこと。

□広告物の大きさや高さの基準は、約75%の施設において緩和となるが、周辺地域と同様の本来の規制地域が割り振られるため、周囲と比べた際に目立って景観を乱す可能性はない。

## 8 今後のスケジュール

### ◆施行日 令和6年4月1日（予定）

項目	令和5年						令和6年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 審議会への諮問	●									
② 議会説明（研究会）			●							
③ 条例改正議案提出						●				
④ 広報							→			
⑤ 改正条例の施行										●

## 9 今後の検討事項

### 広告料収入を活用した屋外広告物に係る規制緩和措置（禁止地域内）

#### ① 一般広告付き案内図板等の掲出に関する規制緩和

##### <見直し案>

公益上必要な案内図板、公共掲示板等の設置又は維持管理に要する費用に充てるため、その案内図板等に表示する一般広告物については、市長の許可を受けた上で、禁止地域内であっても表示できるものとする。

##### <事例>

公共掲示板に、行政情報や観光情報と併せて、一般広告物を表示し、その広告料収入を当該公共掲示板の設置又は維持管理に要する費用に充てる。



議題 ②屋外広告物の設置許可基準等の見直しについて（規則）

1 改正事項

佐賀市屋外広告物条例および施行規則の制定から約15年が経過した。現在の街なみの形成にそぐわない規定に関して改正を行うことで、美しく賑わいのある街づくりをめざす。

（1）同一内容の個数制限の撤廃（自家用広告物に限る。）

【概要】

「同一内容のものは、建築物一棟（壁一面／屋根一面）につき1個」等の個数制限について、自家用広告物に限り撤廃する。

【対象】

屋上広告／壁面広告／屋根面広告

【背景・影響等】

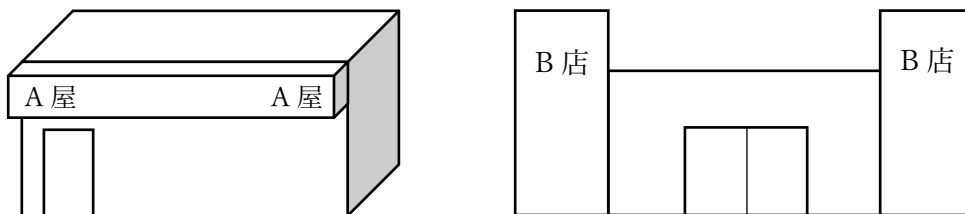
- 近年は、シンメトリー的な屋外広告物の掲出など、同一壁面等に同一内容のものを複数個掲出したいという要望を受ける。
- シンメトリー的な屋外広告物にあっては、デザイン的にも良好な景観の形成を著しく阻害するものではない。
- 見直しの対象範囲をリース広告等の一般広告物まで拡大すると、壁面等に同一の広告物が並列的に複数個掲出され、良好な景観の形成を阻害する恐れがある。

【近隣自治体の状況】

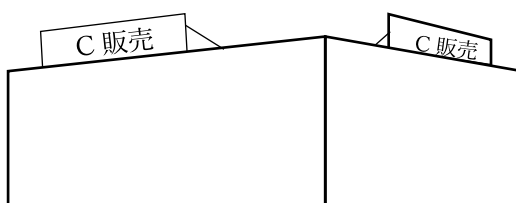
区分	屋上広告	壁面広告	屋根面広告
制限なし	13	12	16
制限あり	5	6	2
	〔県〕鹿児島県、沖縄県 〔市〕宮崎市、鹿児島市、那覇市 ※建物1棟につき屋上広告は1個迄	〔県〕宮崎県、鹿児島県、沖縄県 〔市〕宮崎市、鹿児島市、那覇市	〔県〕沖縄県、佐賀県

【参考事例】

◎壁面広告



◎屋上広告



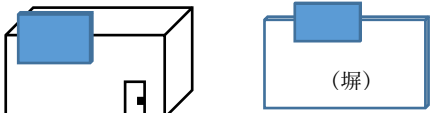
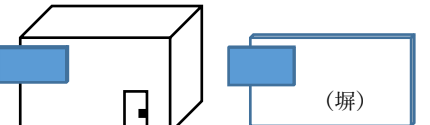
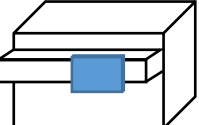
(2) 突出制限の緩和

【概要】

「市長が特に認める場合を除き、壁面（屋根面／塀面）からはみ出さないこと。」等の突出制限について、設置要件を設定したうえで緩和を行う。

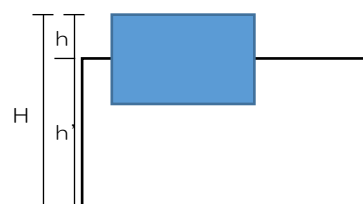
【対象】

壁面広告／屋根面広告／塀・垣広告

上部に突出している場合	
	<p>◎次のいずれの要件も満たす場合は、<b>許可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面広告、屋根面広告又は塀・垣広告の許可基準と併せて、突出部分については屋上広告の基準も満たしていること。</li> <li>● 資格者（一級建築士、二級建築士又は屋外広告士）による安全点検を行うこと。</li> </ul>
側面に突出している場合	
	<p>◎次のいずれの要件も満たす場合は、<b>許可</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 壁面広告、屋根面広告又は塀・垣広告の許可基準と併せて、突出部分については突出広告の基準も満たしていること。</li> <li>● 資格者（一級建築士、二級建築士又は屋外広告士）による安全点検を行うこと。</li> </ul>
ひさし・のき面から突出している場合	
	<p>有資格者による安全点検を求めた上で、</p> <p>(上) 最高高さが固有値（30・40・50m）を超えない</p> <p>(下) 歩道上・車道上にかかる場合、板下高さ2.5m／4.5mを保持する</p>

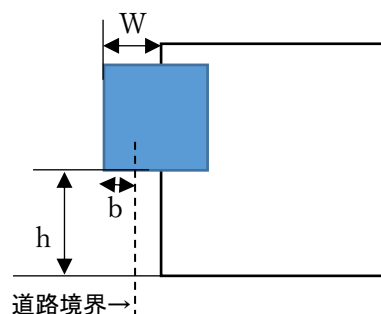
※屋上広告の許可基準

禁Ⅰ	禁Ⅱ	許Ⅰ	許Ⅱ	許Ⅲ
禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>H \leq 30m</math></li> <li>• <math>h \leq 1/5h'</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>H \leq 40m</math></li> <li>• <math>h \leq 1/3h'</math></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>H \leq 50m</math></li> <li>• <math>h \leq 1/2h'</math></li> </ul>	



※突出広告の許可基準

禁Ⅰ	禁Ⅱ	許Ⅰ	許Ⅱ	許Ⅲ
<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>W \leq 1.5m</math></li> <li>• <math>b \leq 1.0m</math></li> <li>• (歩道上) <math>h \geq 2.5m</math> (車道上) 4.5m</li> </ul>				



【背景・影響等】

- 近年は、会社のロゴマークやエンブレムの一部を壁面から突出した屋外広告物を掲出したいという要望を受ける。
- デザイン的にも良好な景観の形成を著しく阻害するものでもない。
- デザインに不自由を感じる、かえって美観を損ねるという声がある。
- 側面からの突出、下側への突出にあっては、衝突による事故の危険性がある。

【近隣自治体の状況】

区分	壁面広告	屋根面広告	塀・垣広告
制限なし	3	7	4
制限あり (禁止)	9	5	9
	[県]佐賀県、熊本県、宮崎県 鹿児島県、沖縄県 [市]長崎市、熊本市、宮崎市、 鹿児島市	[県]佐賀県、熊本県、宮崎県 [市]熊本市、宮崎市	[県]佐賀県、熊本県、 宮崎県、鹿児島県 [市]長崎市、熊本市、 宮崎市、鹿児島市、那覇市
制限あり (条件付)	6	6	5
	[県]福岡県、長崎県 [市]福岡市、大分市、 北九州市、久留米市	[県]長崎県、沖縄県 鹿児島県 [市]久留米市、鹿児島市 那覇市 ※壁面広告に準じて取り扱う 自治体を含む。	[県]福岡県、長崎県 [市]福岡市、久留米市、大分市

(3) 総量規制許可基準の見直し

【概要】

- ① 総量規制の適用範囲の拡大（一般広告物（リース広告等）の追加）
- ② 延床面積1,000㎡を超える建築物に表示する場合の第2種許可地域および第3種許可地域における制限の撤廃

○現行基準

別表第5（第11条関係）

■自家用広告物の許可基準

要件	禁止地域		許可地域		
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
1 事業所等における表示面積の合計	30㎡以内	60㎡以内	100㎡以内	制限なし	
<延べ床面積1,000㎡超の建物に表示する場合> 表示方向から見た当該建築物(建築物に付随する工 作物等を含む。)の投影面積に対する <b>自家用広告物</b> <b>の</b> 面積の割合	10%以内	15%以内	20%以内	25%以内	



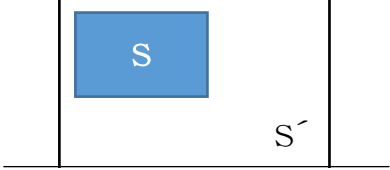
○見直し後

要件	禁止地域		許可地域		
	第1種 禁止地域	第2種 禁止地域	第1種 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
1 事業所等における表示面積の合計	30㎡以内	60㎡以内	100㎡以内	制限なし	
<延べ床面積1,000㎡超の建物に表示する場合> 表示方向から見た当該建築物(建築物に付随する工 作物等を含む。)の投影面積に対する <b>広告物の</b> 面積 の割合	10%以内	15%以内	20%以内	制限なし	

【背景・影響等】

- 現行制度においては、一般広告物（リース広告等）は総量規制をうけていない。
- 許可地域における現行の総量規制は、自家用広告物に限り設けられ、一般広告物（リース広告等）よりも厳しい規制内容となっている。
- 総量規制を緩和した場合でも、広告物の種類ごとの個別許可基準により、表示できる広告物の上限割合は定まっているため、良好な景観の形成を阻害する恐れは少ない。

【参考】第2種・第3種許可地域における壁面広告の個別基準について（一部抜粋）

 <p style="text-align: center;">S' = 表示壁面の面積</p>	壁面広告 ・ $S \leq 1/2 S'$
---	---------------------------

【近隣自治体の状況】

区分	あり		なし
総量規制	14		4
	禁止地域のみ	3	—
	禁止地域・許可地域	11	
自家用広告限定措置	1（佐賀県のみ）		17
規模等緩和措置	4		14
	延床面積に応じた措置	1 （佐賀県）	—
	敷地面積に応じた措置	1 （長崎市）	—
	大規模小売店舗に対する措置	2 （宮崎市、那覇市）	—

※自家用広告限定措置…許可地域における総量規制を自家用広告物に限定しているもの

2 今後のスケジュール

◆施行日 令和6年1月1日（予定）

項目	令和5年						令和6年			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
① 審議会への諮問	●									
② 規則改正		→								
③ 広報					→					
④ 施行							●			

想定資料 屋外広告物の設置許可基準等の改正について（特例許可を付す場合の条件）

1 今後の「投影面積割合超過により既存不適格となるリース広告物」の取扱いについて

今後、既設の建物延床面積が1000㎡を超える建物に付随する広告物等の継続許可もしくは変更許可にあたり、下記の条件を満たすものについて、運用を次のとおりとする。

(1) 広告物の種類	壁面広告・屋上広告・突出広告・屋根面広告等建物に付随して設置される一般（リース）広告物。
(2) 対 象	投影面積における広告物の割合が25%を超える（第2種／第3種許可地域） 投影面積における広告物の割合が20%を超える（第1種許可地域）
(3) 基 準 日	令和6年1月1日（規則の改定の施行）より前の日付から設置されているもの
(4) 許可の方法	継続許可申請書が提出され、審査により既存不適格であることが発覚した場合、設置要件を満たしている場合に限り、都度事務局の裁量で特例許可を行う。
(5) 設 置 要 件	下図のとおり。

<投影面積割合超過となる広告物の取扱い>

掲出当初（令和6年1月1日より前の日付）から変更のない場合	同じ板面を使っているが、広告シートを貼り替えもしくは上から貼り、意匠が変更されている。	劣化等により、新しい板面に付け替える場合など、掲出物件の規格や構造に変更がある場合
事務局裁量により特例許可を行う	リース広告は広告主の変更が前提となっているため、設置時の掲出物件の規格や構造に変更なく使い続けている限り、事務局裁量により特例許可を行う	許可基準に合致した大きさへ板面の規格を変更して設置をするか、撤去を行わなければならない。

2 その他の条件

※広告物種類に応じた個別基準を別途満たすものとする。

許可状況について（R5.6.30 現在）

【許可率】

$$\frac{1,152+31+884}{1,508+884} = \frac{2,067}{2,392} \div 86.41\%$$

【根拠資料】

◎H24実態調査の対象となった広告物の処理状況

状況		件数	分類合計
申請必要	許可済み	1,152	1,508
	一部許可	31	
	申請中	15	
	協議中	150	
	その他	160	
申請不要	移転・廃業		12,946
	許可不要	12,873	
	自家用分へ統合		
	撤去済み	25	
	届出対象	48	
	重複のため		
その他	特別交差点	13	13
合計		14,467	

上記表に掲載されていないもの (新規許可物件)	H25～R1	R2	R3	R4	R5(6末地点)	計
	597	88	86	85	28	884

【許可率の推移】

		0%	50%	100%
平成27年度末	60.73%			
平成28年度末	67.70%			
平成29年度末	72.53%			
平成30年度末	77.08%			
令和元年度末	83.95%			
令和2年度末	84.66%			
令和3年度末	85.32%			
令和4年度末	86.25%			
令和5年6月30日地点	86.41%			

【未許可者等に対する指導状況】

◎許可が必要なものに対する通知文送付

年度	対象	発送時期	件数
H25	自家用基準内	H25.4	599
	一般基準内	H26.3	232
H26	自家用基準超過	H26.11	448
	一般基準超過	H27.6	135
H27	調査拒否者、未手続者等	H27.12	877
R1	未手続者等	R1.11	354

◎許可が必要なものに対する訪問指導（R5.3.31現在）

対象	対象件数	連絡件数	うち訪問件数
調査拒否者、未手続者等	750	653	204